

瀬戸市教育大綱について

資料 2

【地方教育行政の組織及び運営に関する法律】

(大綱の策定等)

第一条の三 地方公共団体の長は、教育基本法第十七条第一項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下単に「大綱」という。）を定めるものとする。

2 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第一項の総合教育会議において協議するものとする。

3 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 第一項の規定は、地方公共団体の長に対し、第二十一条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。

瀬戸市の大綱について

【策定】平成27年度

【期間】平成28年度～令和元年度
(4カ年)

【内容】

- “ものづくりのまち瀬戸”への郷土愛を育む
- 性別・年齢にかかわらずだれでも参加できる交流や体験機会の創出（生涯学習）
- 子どもたちに“生き抜く力”を継承

【策定】令和元年度

【期間】令和2年度～令和5年度
(4カ年)

【内容】前大綱に下記を追加。

- “地域とともにある学校づくり”への取組
- 連続性・継続性に配慮した学習指導を実践する“小中一貫教育”の全市的な取組み。

【策定】令和5年度

【期間】令和6年度～令和9年度
(4カ年)

【内容】前大綱を更新（追加）。

- ウェルビーイングの向上につながる教育の取組み
- 多様な教育ニーズに対応した教育環境の整備